

【収入基準早見表】

・ **給与収入**の場合（前年1年間の総収入金額）の限度額の目安

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	¥2,967,999	¥3,511,999	¥3,995,999	¥4,471,999	¥4,947,999
裁量階層	¥3,887,999	¥4,363,999	¥4,835,999	¥5,311,999	¥5,787,999

・ **年金収入**の場合（前年1年間の総収入金額）の限度額の目安

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	¥3,096,011	¥3,534,682	¥4,041,349	¥4,495,308	¥4,942,367
裁量階層	¥3,924,015	¥4,391,778	¥4,838,837	¥5,285,896	¥5,732,955

・ **事業所得**の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得額）の限度額の目安

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
原則階層	¥1,896,000	¥2,276,000	¥2,656,000	¥3,036,000	¥3,796,000
裁量階層	¥2,568,000	¥2,948,000	¥3,328,000	¥3,708,000	¥4,468,000

※収入には、諸手当、賞与、税金等すべてを含めます。

※世帯員数には、遠隔地扶養者も含まれます。

★**裁量階層とは、次に掲げる世帯です。（裁量階層に該当しない方は原則階層です。）**

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合。 又は、入居を申し込む方が、単身で60歳以上である場合。 ※年齢の基準日は、申込日現在とします。
障害者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが以下の条件の方。 a. 1級～4級の身体障害者の方。 b. 1～2級の精神障害者の方。 c. 障害の程度がA1・A2・B1の判定を受けた知的障害者の方。
戦傷病者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは、同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合。
被爆者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合。
海外引揚者世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引き揚げから5年以内の場合。
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所その他平成13年度厚生労働省告示第224号において厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所の入所者である場合。
小さな子供のいる子育て世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯